

	<p>富士河口湖町における景観保全型広告規制地区の追加指定について</p>
<p>経緯</p>	<p>○平成27年(2015年)4月1日、世界遺産に登録された豊かな景観を守り育む必要性を踏まえ、富士北麓地域において主要道路沿道4地区を景観保全型広告規制地区に指定し、屋外広告物の規制を強化した。</p> <p>○平成28年(2016年)10月1日、2つの地区について追加指定をした。</p> <p>○平成30年(2018年)4月1日、3つの地区について追加指定をした。</p> <p>○平成31年(2019年)3月、富士河口湖町から、平成28年(2016年)10月1日に景観保全型広告規制地区に指定した「船津小海線」において、新たに供用開始された箇所 の追加指定の要望があった。</p> <p>○富士河口湖町と指定範囲や強化基準を協議し、案を決定した。</p> <p>○令和元年5月14日(火)、富士河口湖町勝山ふれあいセンターにて住民説明会を開催した。</p> <p>○屋外広告物条例第7条の2に基づいて、6月6日～6月20日の期間で公告縦覧を行い、1件の意見の提出があった。</p>
<p>内容</p>	<p>○沿道景観の保全や創出を目指すための主な方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・色彩を全体的に抑える ・屋上広告物は設置できない ・建植広告物などの高さを抑える ・自家用公告物以外の広告物は必要最低限とし、道標及び案内図以外は抑える ・適用除外となる広告物についても、規準を強化する ・地区ごとに統一的な基準にする <p>⇒今回の追加指定箇所の基準については、すでに景観保全型広告規制地区に指定されている船津小海線の基準と同様のものとする。</p> <p>○経過措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の広告物で、適法なものは、従前の基準によるものとする <p>○今後の予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・告 示 令和元年(2019年)7月中旬 ・周知期間 令和元年(2019年)7月～令和2年(2020年)1月 ・施 行 令和2年(2020年)1月中旬

山梨県公報

第九号

令和元年

六月六日

木曜日

目次

○ 告 示	六一
○ 公 告	六一
○ 随 意 契 約 の 相 手 方 の 決 定 に つ い て	六一
○ 景 観 保 全 型 広 告 規 制 地 区 に 適 用 さ れ る 基 準 の 決 定 の 案	六一
○ 屋 外 広 告 物 講 習 会 の 開 催 に つ い て	六四
○ 開 発 行 為 及 び 公 共 施 設 に 関 す る 工 事 の 完 了 に つ い て	六四
○ 令 和 元 年 度 山 梨 県 立 特 別 支 援 学 校 幼 稚 部 及 び 高 等 部 入 学 者 選 抜 の 基 本 事 項 に つ い て	六四
○ 教 育 委 員 会	六四
○ そ の 他	七一
○ 一 般 競 争 入 札 に つ い て	七一

告 示

山梨県告示第二十九号

次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により、告示する。その関係図面を山梨県県土整備部治水課及び富士・東部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和元年六月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 河川の名称 相模川水系 河口湖
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 令和元年六月六日
- 三 廃川敷地等の位置 南都留郡富士河口湖町小立字久保四九一番地先
- 四 廃川敷地等の種類及び数量 百八十一・九〇平方メートル

公 告

山梨県公報 第九号 令和元年六月六日

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和元年六月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 随意契約に係る役務

- (一) 名称 山梨県財務会計システム維持管理業務
 - (二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属
- (一) 名称 山梨県総務部情報政策課
 - (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日 平成三十一年四月一日
- 四 随意契約の相手方
- (一) 名称 日本電気株式会社
 - (二) 住所 東京都港区芝五丁目七番一号
- 五 契約金額 三千三百二十万四千四百円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 随意契約によることとした理由 山梨県財務会計システムの開発業務の受託者であるため(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条第一項第二号該当)。

● 景観保全型広告規制地区に適用される基準の決定の案

山梨県屋外広告物条例(平成三年山梨県条例第三十五号。以下「条例」という。)第七條の三第一項の規定により、景観保全型広告規制地区を指定するので、同条第三項において準用する条例第七條の二第二項の規定により、次のとおり公告するとともに、指定する区域の図面及び強化する基準を記載した書面を公衆の縦覧に供する。なお、条例第七條の三第三項において準用する条例第七條の二第三項の規定により、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間が満了する日までに、縦覧に供された指定する区域の図面及び強化する基準を記載した書面について知事に意見書を提出することができる。

令和元年六月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 景観保全型広告規制地区の名称及び区域

名称	区域
船津小海線地区	南都留郡富士河口湖町の一部（次の図に示す部分に限る。） （「次の図」は省略する。）

二 景観保全型広告規制地区に適用される山梨県屋外広告物条例第七条第四項の基準の決定の案の概要 別表のとおり

三 縦覧の場所等

1 場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部県土整備総務課景観づくり推進室

富士吉田市上吉田一丁目二番五号 山梨県富士・東部建設事務所吉田支所富士北麓景観対策課

2 期間 この公告の日から令和元年六月二十日までの山梨県の休日を含め、
（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く日

3 時間 午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分まで

四 意見書の提出先等

1 提出先 三1に掲げる場所

2 記載事項

- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (二) 利害関係人にあつては、利害関係の内容
- (三) 意見を述べようとする景観保全型広告規制地区の名称及び意見

3 提出期限 令和元年六月二十日

○景観保全型広告規制地区（船津小海線地区）に適用される基準の決定の案

（条例第七条の三第一項関係）

（一） 共通基準

- (1) 使用する色彩の数が三以下であること。
- (2) 最大面積色の明度が二以上八以下であること。ただし、無彩色のものについては、この限りでない。
- (3) 最大面積色の彩度が六(色相が R、YR 又は Y の場合にあつては、八)以下であること。
- (4) 広告物の表示面については、周辺の風致や景観と調和したものであること。
- (5) 裏面、側面、脚部等の広告物を表示しない部分についても、美観風致の維持のために配慮されたものであること。
- (6) 回転灯を使用していないこと。
- (7) 蛍光、夜光等の発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。
- (8) 表示の内容が変化するものでないこと。ただし、この告示の適用の日(以下「適用日」という。)において現に第二種許可地域に該当する区域で、かつ、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)で規定する用途地域に該当する区域内において、建築物を利用する自家用広告物であつて、表示面積の合計が〇・五平方メートル(両面に表示する場合にあつては、一・〇平方メートル)以内のものを、信号機の視認の妨げにならないと知事が認める方法により表示し、又は設置する場合は、この限りでない。

（二） 個別基準

(1) 建築物を利用する広告物等に係る基準

ア 建築物を利用する広告物等に係る共通基準

区分	基準
一 建築物を利用する広告物の表示面積の合計の当該建築物の外壁の面積の合計に対する割合	イ 適用日において現に第一種許可地域に該当する区域内に表示し、又は設置する場合にあつては、四分の一以下であること。 ロ 適用日において現に第二種許可地域に該当する区域内に表示し、又は設置する場合にあつては、三分の一以下であること。
二 同一方向から見た場合における鉛直投影面積の割合	イ 適用日において現に第一種許可地域に該

	<p>当する区域内に表示し、又は設置する場合にあっては、建築物を利用する広告物の鉛直投影面積の合計の当該建築物の鉛直投影面積に対する割合が十分の三以下であること。</p> <p>ロ 適用日において現に第二種許可地域に該当する区域内に表示し、又は設置する場合にあっては、建築物を利用する広告物の鉛直投影面積の合計の当該建築物の鉛直投影面積に対する割合が二分の一以下であること。</p>
--	---

イ 自家用広告物に係る基準

区分		基準
一 屋上に表示され、又は設置される広告物等		許可しないものとする。
二 外壁から突出する広告物等	高さ	イ 広告物等の上端が外壁の上端から突出しないこと。 ロ 地上から広告物等の下端までの高さが車道にあっては四・五メートル以上、歩道にあっては二・五メートル以上であること。
	表示面積	一個につき一方向の表示面積が五平方メートル以下であること。
	その他	広告物等が外壁から突出する幅が一・五メートル以下であること。
三 外壁を利用する広告物等(懸垂幕に限る。)	高さ	懸垂幕の上端が外壁の上端から突出しないこと。
	表示面積	一枚につき表示面積が三十平方メートル以下であること。
四 外壁を利用する広告物等(懸垂幕を除く。)	高さ	広告物等の上端が外壁の上端から突出しないこと。

	その他	広告物等が外壁の側端から突出しないこと。
--	-----	----------------------

ウ 自家用広告物以外の広告物等に係る基準

区分	基準
一 屋上に表示され、又は設置される広告物等	許可しないものとする。
二 外壁から突出する広告物等	
三 外壁を利用する広告物等(懸垂幕に限る。)	
四 外壁を利用する広告物等(懸垂幕を除く。)	

(2) 建植する広告物等に係る基準

ア 自家用広告物に係る基準

区分	基準
一 高さ	地上から広告物等の上端までの高さが五メートル以下であること。
二 表示面積	一個につき一方向の表示面積が四平方メートル以下で、かつ、自己の管理する一の住宅又は事業場の敷地内における表示面積の合計が二十平方メートル以下であること。

イ 自家用広告物以外の広告物等(道標及び案内図に限る。)に係る基準

区分	基準
一 高さ	地上から広告物等の上端までの高さが五メートル以下であること。
二 表示面積	イ 一方向の表示面積が二平方メートル以下であること。 ロ 二以上の者が共同で表示し、又は設置する場合にあっては、一方向の表示面積が二平方メートルに当該広告物等を共同で表示し、又は設置する者の数を乗じて得た面積(十六平方メートルを超える場合にあっては、十六平方メートル)以下であること。 ハ 一の目的地に誘導するために複数の箇所に表示し、又は設置する場合にあっては、表示面積の合計が十平方メートル以下であること。 ニ 一の目的地に誘導するために区分の異なる禁止地域又は許可地域に表示し、又は設置する場合にあっては、それぞれの地域の表示面積の上限に対する割合の合計が一以下であること。
三 色彩	無彩色のものに係る最大面積色の明度が二以上であること。
四 表示し、又は設置する場所	誘導のためやむを得ないと認められる場所であること。
五 その他	イ ネオン管を使用していないこと。 ロ 照明が点滅しないこと。

備考

一 この表において、色相、明度及び彩度とは、規格 Z 八七二一に定める方法により表示

されるものをいう。

二 道標又は案内図を一の目的地に誘導するために区分の異なる禁止地域又は許可地域に表示し、又は設置する場合におけるそれぞれの地域の表示面積の上限に対する割合の合計の計算は、次の式によること。

$$AP/5.0 + AS/10.0$$

この式において、AP 及び AS は、それぞれ次の数値を表すものとする。

AP 禁止地域における表示面積(単位 平方メートル)

AS 許可地域における表示面積(単位 平方メートル)

ウ 自家用広告物以外の広告物等(道標及び案内図を除く。)に係る基準

区分	基準
一 高さ	許可しないものとする。
二 表示面積	
三 色彩	
四 表示し、又は設置する場所	

(3) 工作物を利用する広告物等に係る基準

区分		基準
一 塀又は垣を利用する 広告物等	高さ	地上から広告物等の上端までの高さが二・五メートル以下であること。
	表示面積	イ 一方向の表示面積の合計が二十平方メートル以下であること。 ロ 自家用広告物以外の広告物等(道標及び案内図に限る。)にあつては、一個につき表示面積が二平方メートル以下であること。
	個数	自家用広告物以外の広告物等(道標及び案内図に限る。)にあつては、一方向につき二個以下であること。
	その他	イ 広告物等の側端が塀又は垣の壁面の側端及びその延長線から突出しないこと。 ロ 自家用広告物以外の広告物等(道標及び案内図を除く。)は、許可しないものとする。
二 電柱等に添加する 広告物等	高さ	地上から広告物等の下端までの高さが車道にあつては四・五メートル以上、歩道にあつては二・五メートル以上であること。
	大きさ	イ 縦が一・二メートル以下であること。 ロ 横が〇・四五メートル以下であること。
	個数	電柱等一本につき一個であること。

三 電柱等に巻き付ける 広告物等	高さ	イ 地上から広告物等の下端までの高さが一・二メートル以上であること。 ロ 地上から広告物等の上端までの高さが三・五メートル以下であること。
	大きさ	縦が一・五メートル以下であること。
	個数	電柱等一本につき二個以下であること。
四 その他の工作物を利用する 広告物等	高さ	地上から広告物等の上端までの高さが五メートル以下であること。
	表示面積	一の工作物につき表示面積の合計が四平方メートル以下であること。

(4) 車両、船舶等を利用する広告物等に係る基準

区分	基準
表示面積	イ 一方向の表示面積の合計が五平方メートル以下であること。 ロ 一の車両、船舶等につき表示面積の合計が十平方メートル以下であること。 ハ イ及びロにかかわらず、バス及び電車にあつては、一の車両につき表示面積の合計が底部を除く表面積の十分の三以下であること。

(5) 簡易な広告物等に係る基準

区分	基準
一 広告幕(建築物の外壁を利用する懸垂幕を除く。)	高さ 地上から広告物等の下端までの高さが車道にあつては四・五メートル以上、歩道にあつては二・五メートル以上で、かつ、地上から広告物等の上端までの高さが五メートル以下であること。 表示面積 一枚につき一方向の表示面積が四平方メートル以下であること。
二 アドバルーン	許可しないものとする。
三 貼紙又は貼札	表示面積 一枚につき表示面積が一平方メートル以下であること。
四 立看板又はのぼり、旗その他これらに類するもの	表示面積 一個につき表示面積が二平方メートル以下であること。 その他 のぼり、旗その他これらに類するものを道路の路肩から五メートル以内に設置する場合にあつては、相互の間隔を五メートル以上離すこと。ただし、自己の管理する一の住宅又は事業場の

		敷地内に設置する場合であって、設置する数が三以下のときは、この限りでない。
--	--	---------------------------------------

○景観保全型広告規制地区（船津小海線地区）の適用除外の広告物等の基準の案
（規則第十条第二項第二号関係）

1 条例第九条第一項第三号に掲げる広告物等

区分	基準
一 高さ	地上から広告物等の上端までの高さが三メートル以下であること。
二 表示面積	一団の土地又は一物件につき表示面積の合計が三平方メートル以下であること。
三 色彩	イ 使用する色彩の数が三以下であること。 ロ 最大面積色の明度が二以上であること。 ハ 最大面積色の彩度が六(色相が R、YR 又は Y の場合にあっては、八)以下であること。
四 その他	イ 広告物の表示面については、周辺の風致や景観と調和したものであること。 ロ 裏面、側面、脚部等の広告物を表示しない部分についても、美観風致の維持のために配慮されたものであること。 ハ 屋上へ掲出されるものでないこと。 ニ ネオン管を使用していないこと。 ホ 回転灯を使用していないこと。 ヘ 照明が点滅しないこと。 ト 蛍光、夜光等の発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。 チ 表示の内容が変化するものでないこと。

備考 この表において、色相、明度及び彩度とは、規格 Z 八七二一に定める方法により表示されるものをいう。

2 条例第九条第一項第五号に掲げる広告物等

区分	基準
一 表示面積	イ 同一方向から見た場合における広告物の鉛直投影面積の当該広告物が表示される物件の鉛直投影面積に対する割合が二十分の一以下であること。 ロ 表示面積が〇・五平方メートル以下であること。
二 個数	一物件につき一個であること。
三 色彩	イ 使用する色彩の数が三以下であること。 ロ 最大面積色の明度が二以上八以下であること。ただし、無彩色のものについては、この限りでない。 ハ 最大面積色の彩度が六(色相が R、YR 又は Y の場合にあっては、八)以下であること。

3 条例第九条第二項第二号に掲げる広告物等

区分	基準
表示の内容	表示し、又は設置しようとする者の氏名又は名称、住所及び表示し、又は設置しようとする期間が見やすい箇所に記載されたものであること。

4 条例第九条第三項第一号に掲げる広告物等

(一) 共通基準

区分	基準
一 表示面積	自己の管理する一の住宅又は事業場の敷地内における表示面積の合計が十平方メートル以下であること。
二 色彩	イ 使用する色彩の数が三以下であること。 ロ 最大面積色の明度が二以上八以下であること。ただし、無彩色のものについては、この限りでない。 ハ 最大面積色の彩度が六(色相が R、YR 又は Y の場合にあっては、八)以下であること。
三 その他	イ 広告物の表示面については、周辺の風致や景観と調和したものであること。 ロ 裏面、側面、脚部等の広告物を表示しない部分についても、美観風致の維持のために配慮されたものであること。 ハ 回転灯を使用していないこと。 ニ 蛍光、夜光等の発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。 ホ 表示の内容が変化するものでないこと。

(二) 個別基準

(1) 建築物を利用する広告物等に係る基準

区分	基準
一 屋上に表示され、又は設置される 広告物等	表示し、又は設置しないこと。
二 外壁から突出する 広告物等	高さ イ 広告物等の上端が外壁の上端から突出しないこと。 ロ 地上から広告物等の下端までの高さが車道にあっては四・五メートル以上、歩道にあっては二・五メートル以上であること。 表示面積 一個につき一方向の表示面積が五平方メートル以下であること。 その他 広告物等が外壁から突出する幅が一・五メートル以下であること。

三 外壁を利用する広告物等(懸垂幕に限る。)	高さ	懸垂幕の上端が外壁の上端から突出しないこと。
四 外壁を利用する広告物等(懸垂幕を除く。)	高さ	広告物等の上端が外壁の上端から突出しないこと。
	その他	広告物等が外壁の側端から突出しないこと。

(2) 建植する広告物等に係る基準

区分	基準
一 高さ	地上から広告物等の上端までの高さが五メートル以下であること。
二 表示面積	一個につき一方向の表示面積が四平方メートル以下であること。

(3) 工作物を利用する広告物等に係る基準

区分	基準	
一 塀又は垣を利用する広告物等	高さ	地上から広告物等の上端までの高さが二・五メートル以下であること。
	その他	広告物等の側端が塀又は垣の壁面の側端及びその延長線から突出しないこと。
二 その他の工作物を利用する広告物等	高さ	地上から広告物等の上端までの高さが五メートル以下であること。
	表示面積	一の工作物につき表示面積の合計が四平方メートル以下であること。

(4) 簡易な広告物等に係る基準

区分	基準	
一 広告幕(建築物の外壁を利用する懸垂幕を除く。)	高さ	地上から広告物等の下端までの高さが車道にあっては四・五メートル以上、歩道にあっては二・五メートル以上で、かつ、地上から広告物等の上端までの高さが五メートル以下であること。
	表示面積	一枚につき一方向の表示面積が四平方メートル以下であること。
二 アドバルーン	表示し、又は設置しないこと。	
三 のぼり、旗その他これらに類するもの	道路の路肩から五メートル以内に設置する場合にあっては、相互の間隔を五メートル以上離すこと。ただし、自己の管理する一の住宅又は事業場の敷地内に設置する場合であって、設置する数が三以下のときは、この限りでない。	

5 条例第九条第三項第二号に掲げる広告物等

区分	基準
一 表示面積	<p>イ 一方向の表示面積の合計が五平方メートル以下であること。</p> <p>ロ 一の車両、船舶等につき表示面積の合計が十平方メートル以下であること。</p> <p>ハ イ及びロにかかわらず、バス及び電車にあつては、一の車両につき表示面積の合計が底部を除く表面積の十分の三以下であること。</p>
二 色彩	<p>イ 使用する色彩の数が三以下であること。</p> <p>ロ 最大面積色の明度が二以上八以下であること。ただし、無彩色のものについては、この限りでない。</p> <p>ハ 最大面積色の彩度が六(色相が R、YR 又は Y の場合にあつては、八)以下であること。</p>

白木里宮線地区(町道0111号線)

(既指定)

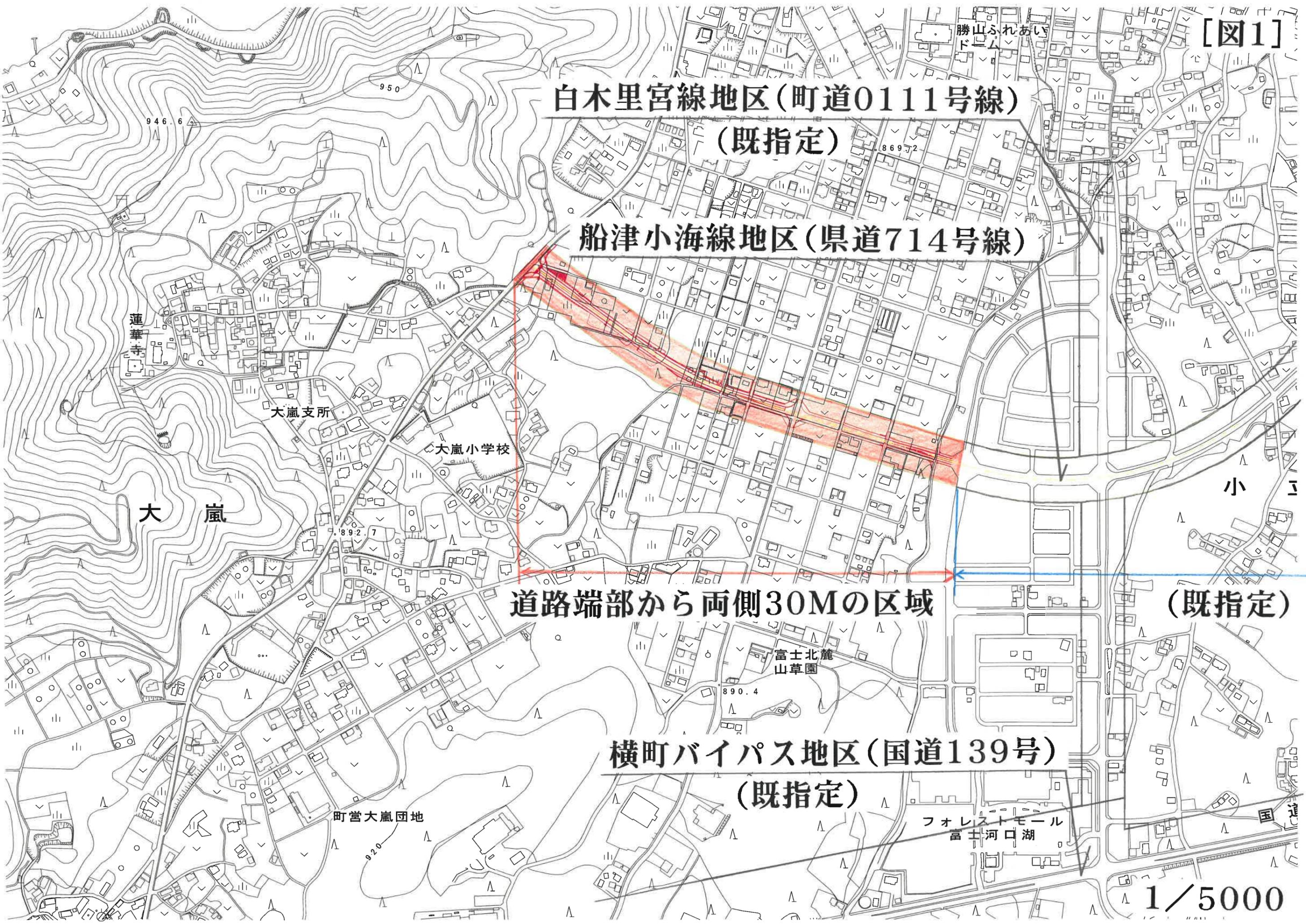
船津小海線地区(県道714号線)

道路端部から両側30Mの区域

(既指定)

横町バイパス地区(国道139号)

(既指定)





富士河口湖町内における 景観保全型広告規制地区の追加指定について

令和元年6月28日 1

景観保全型広告規制地区とは

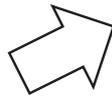
「山梨県屋外広告物条例第七条の三」で規定

県と町が協議により、許可地域のうち良好な景観を保全することが特に必要であると認める区域を指定できる



指定により屋外広告物等の
形状、面積、意匠などの基準を強化

目指すイメージ



「こうならないように」

(現況)

- 既存物件がほとんどない
- 沿道沿いに店舗が出店していない。
→ 規制をかけることによる効果発現は大

3

主な方針

- 色彩を全体的に抑える。
- 屋上広告物は設置できない。
- 建植広告物などの高さを抑える。
- 自家用広告物以外の広告物は必要最低限とし、道標及び案内図以外は抑える。
- 適用除外となる広告物についても、基準を強化する。
- 地区ごとに統一的な基準にする。

4

指定の経過

○平成27年4月1日（4地区）

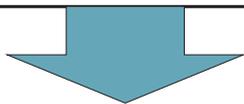
- ・御師住宅沿道地区（道路両側各50m以内の地域）
- ・横町バイパス地区（道路両側各100m以内の地域）
- ・富士見バイパス地区（道路両側各100m以内の地域）
- ・富士河口湖富士線地区（道路両側各100m以内の地域）

○平成28年10月1日（2地区）

- ・新倉トンネル西側地区（道路両側各100m以内の地域）
- ・船津小海線地区（道路両側各30～100m以内の地域）

○平成30年4月1日（3地区）

- ・富士登山道線地区（道路両側各100m以内の地域）
- ・白木宮里線地区（道路両側各30m以内の地域）
- ・インター線地区（道路両側各100m以内の地域）



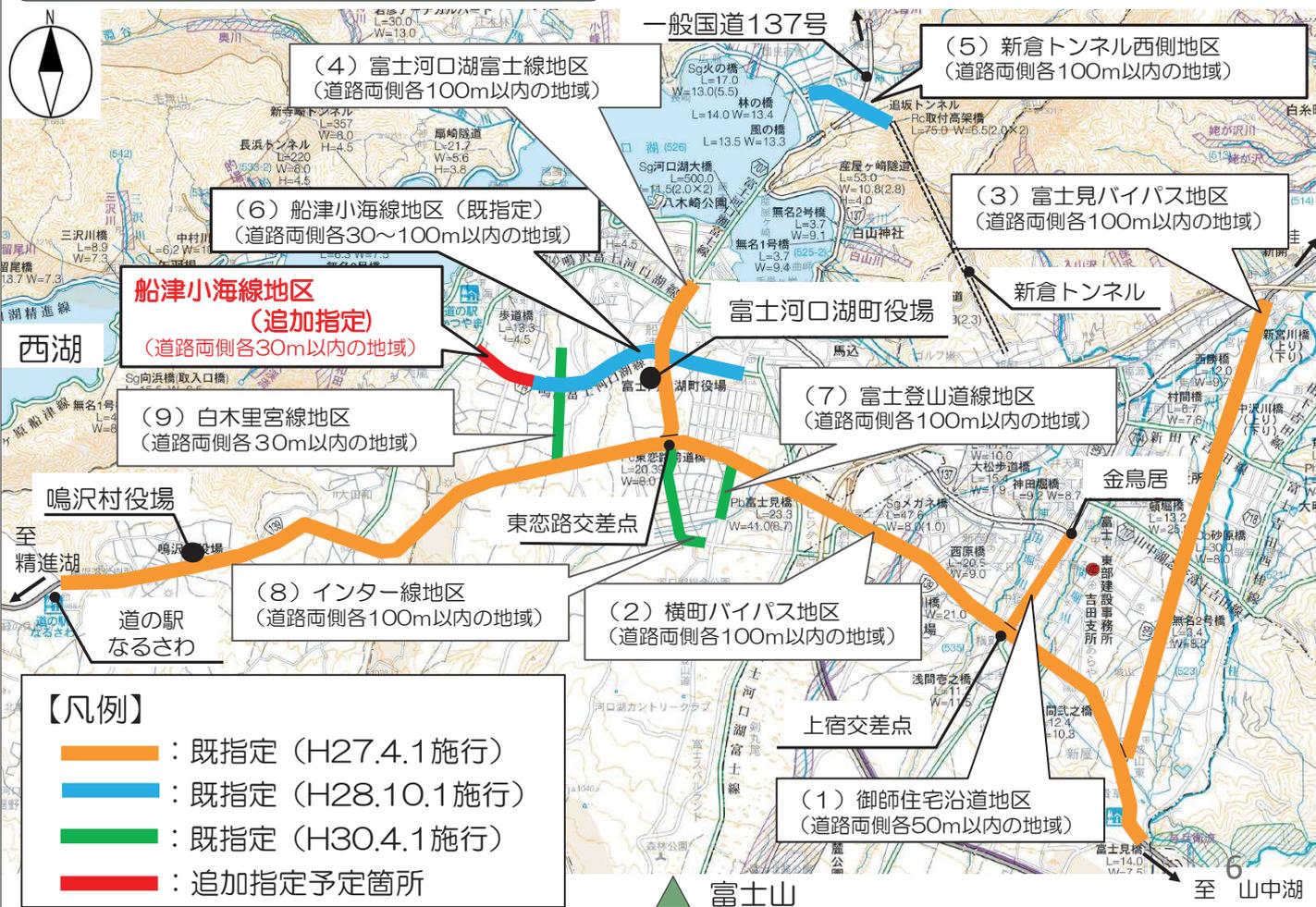
○平成31年3月

富士河口湖町から、船津小海線地区で新たに供用開始された箇所を
景観保全型広告規制地区に追加指定するように要望があった。

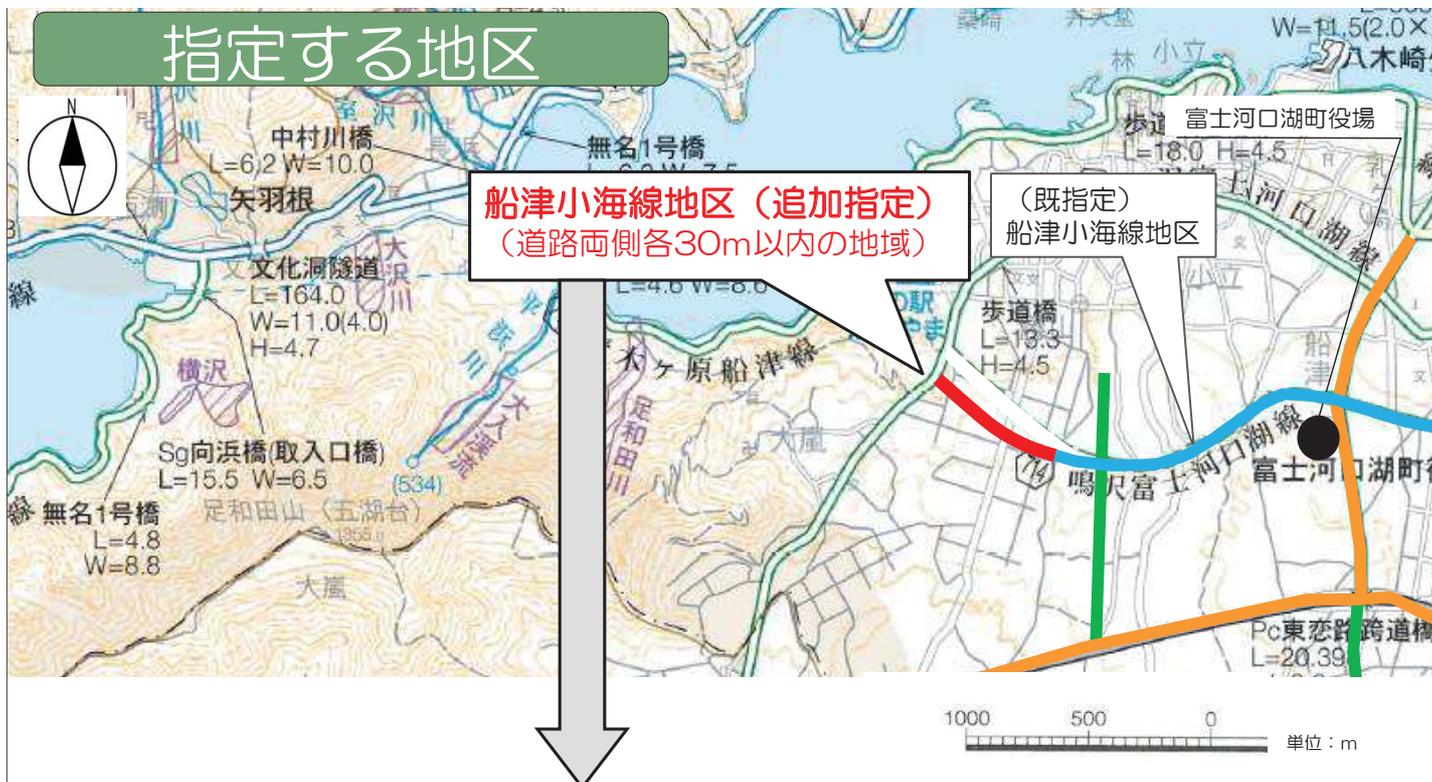
指定する地区

至 笛吹市

1000 500 0 単位：m



指定する地区



船津小海線地区 (追加指定)
(道路両側各30m以内の地域)

(既指定)
船津小海線地区

追加指定区間は、すでに指定されている小立地区区間と同様に土地の利用形態が住宅地と田畑地となっていることから、船津小海線地区(西側)と同基準を採用することが望ましいと考える。

- 【凡例】
- : 既指定 (H27.4.1施行)
 - : 既指定 (H28.10.1施行)
 - : 既指定 (H30.4.1施行)
 - : 追加指定予定箇所

指定する地区 (現況)

船津小海線地区 (追加指定箇所)

- 住宅、田畑地区
- 店舗等の出店が可能
→富士山などの眺望保全の必要あり



主な基準強化の内容

○色彩

1種許可
なし



使用可能色数3色以下
明度・彩度の制限

【例】



3色○



高彩度×



多色×

○屋上広告物の高さ

1種許可
≦ 8m



設置不可

○建植広告物（自家用）の高さ・面積

1種許可
≦ 12m
≦ 40m ² (1基当り)



≦ 5m

≦ 4m²
(1基1方向)

≦ 20m²
(敷地内合計)

※その他詳細な基準は、別添資料1・2を参照

9

新規に設置の場合

(1) 新規で屋外広告物を設置する場合



新しい基準に合致させる必要有

経過措置について

(2) 既設の屋外広告物で、適法な場合



表示している内容（色等含む）を
変えない限り、更新申請により設置可能
・・・ただし、適切な維持管理は必要

(3) 適法な屋外広告物で、表示内容を変える場合



新しい基準に合致させたものにする必要有
（規模に応じ、許可の取得必要）

適法とは、

- ・現在の条例を満たしているもの
→例えば、基準には合致しているが、許可が必要な規模で、
許可を取得していないものは、適法ではない。

11

経過措置について

(4) 適用除外の広告物の場合



適法な広告物と同じ経過措置

12

今後の予定

○決定した基準等の告示・・・令和元年7月中旬

○周知期間（6箇月程度）

・・・令和元年7月～令和2年1月

※県のホームページ等で周知

○施 行　　　　　　　　　　　　・・・令和2年1月中旬

資料2-2 【別添資料1】

番号	基準項目			現行基準	規制地区案	
				第1種許可地域	①船津小海線地区	
					現行：第1種許可地域	
					考え方：統一した景観形成のため、指定済み区間と同様の規制が妥当	
1	共通基準		色彩	—	<ul style="list-style-type: none"> ・使用できる色彩(地色含む)は3色以下 ・最大面積色の明度が2以上8以下。なお、無彩色は問わない。 ・最大面積色の彩度が6以下(色相がR、YR、Yの場合は、8以下) ・周辺の風致や景観と調和したものとする。 	
			表示の内容が変化するもの(LED広告等)	不可	不可	
2	建築物を利用する広告物	自家用広告物 屋上に表示され、又は設置される広告物等	高さ	8m以下	不可	
		自家用広告物以外の広告物等		一部可	不可	
3	建植する広告物	自家用広告物		高さ	12m以下	5m以下
				表示面積	40m ² 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・1基1方向につき4m²以下 ・敷地内の合計20m²以下
		自家用広告物以外の広告物等	道標及び案内図	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・最大面積色の明度が2以上 ・最大面積色の彩度が6以下(色相がR、YR、Yの場合は、8以下) 	新基準の共通基準の色彩に、無彩色である黒(2>明度)は不可を追加
			道標及び案内図を除く		可	不可
4	工作物を利用する広告物	塀又は垣を利用する広告物	道標及び案内図	表示面積	2m ² /個	現行基準と同様(2m ² /個)
			道標及び案内図を除く	表示面積	2m ² /個	不可
		その他の工作物を利用する広告物等		高さ	23m以下	5m以下
				表示面積	30m ² 以下/工作物	4m ² 以下/工作物
5	簡易な広告物等		広告幕	高さ	上限無し	5m以下
			表示面積	30m ² 以下/枚	4m ² 以下/枚	
6	アドバルーン		高さ、表示面積	h50m以下、面積30m ² 以下	不可	
7	のぼり旗		本数	上限無し	道路の路肩から5m以内に設置する場合は、相互間隔は5m以上離す(3本以下除く)	

資料2-2【別添資料2】

番号	基準項目	現行基準		規制地区案	
		第1種許可		①船津小海線地区	
				現行：第1種許可地域	
		考え方：統一した景観形成のため、指定済み区間と同様の規制が妥当			
1	自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示するもの	色彩	・最大面積色の明度が2以上 ・最大面積色の彩度が6以下(色相がR、YR、Yの場合は、8以下)	現行基準に、 「・使用できる色彩(地色含む)の数は3色以下」 「・周辺の風致や景観と調和したものとする。」 「裏面、側面、脚部等の広告物を表示しない部分についても、美観風致の維持のため配慮されたものであること。」を追加	
2	公益上必要な物件に寄贈者等を表示する広告物	色彩	—	・使用できる色彩(地色含む)は3色以下 ・最大面積色の明度が2以上8以下。なお、無彩色は問わない。 ・最大面積色の彩度が6以下(色相がR、YR、Yの場合は、8以下)	

3	共通基準	色彩	—	・使用できる色彩(地色含む)は3色以下 ・最大面積色の明度が2以上8以下。なお、無彩色は問わない。 ・最大面積色の彩度が6以下(色相がR、YR、Yの場合は、8以下) ・周辺の風致や景観と調和したものとする。 ・裏面、側面、脚部等の広告物を表示しない部分についても、美観風致の維持のため配慮されたものであること。	
4	建築物を利用する広告物等	屋上に表示され、又は設置される広告物等	高さ	8m以下	不可
		外壁から突出する広告物等	表示面積	敷地内合計 10m ² 以下	・敷地内合計10m ² 以下(現行基準と同様) ・1枚1方向につき5m ² 以下
5	建植する広告物等	高さ	12m以下	5m以下	
		表示面積	敷地内合計 10m ² 以下	・敷地内合計10m ² 以下(現行基準と同様) ・1基1方向につき4m ² 以下	
6	その他の工作物を利用する広告物等	高さ	23m以下	5m以下	
		面積	敷地内合計 10m ² 以下	・敷地内合計10m ² 以下(現行基準と同様) ・4m ² 以下/工作物	
7	簡易な広告物等	広告幕(建築物の外壁を利用する懸垂幕を除く。)	高さ	—	5m以下
			表示面積	敷地内合計 10m ² 以下	・敷地内合計10m ² 以下(現行基準と同様) ・4m ² 以下/枚
		アドバルーン		敷地内合計 10m ² 以下	不可
		のぼり旗	本数	敷地内合計 10m ² 以下	道路の路肩から5m以内に設置する場合は、相互間隔は5m以上離す(3本以下除く)
8	車両、船舶等に表示し、設置するもの	色彩	—	・使用できる色彩(地色含む)は3色以下 ・最大面積色の明度が2以上8以下。なお、無彩色は問わない。 ・最大面積色の彩度が6以下(色相がR、YR、Yの場合は、8以下)	

※その他参考

次のものは、法第29条、条例第3条(適用上の注意)「国民の政治活動の自由その他国民の基本的凶権を不当に侵害しないよう留意」の理念により色彩規定等は適用せず、現行のままとする。

・集会、行事、催し物等のため又は政治活動その他の収益を目的としない活動のために7日以内の期限で表示又は設置するもの

◆山梨県屋外広告物条例(一部抜粋)

(広告物活用地区)

第七条の二 知事は、市町村長との協議により、許可地域のうち、活力ある地域を維持増進する上で広告物が重要な役割を果たしていると認める区域を広告物活用地区として指定し、前条第四項の基準を緩和することができる。

2 知事は、広告物活用地区の指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、指定する区域の図面及び緩和する基準を記載した書面を公告の日から二週間公衆の縦覧に供するものとする。

3 前項の規定による公告があったときは、関係市町村の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された指定する区域の図面及び緩和する基準を記載した書面について、知事に意見書を提出することができる。

4 知事は、山梨県景観条例(平成二年山梨県条例第二十四号)第二十一条第一項の山梨県景観審議会(以下この項、第七条の四第一項及び第四十二条において「景観審議会」という。)の意見を聴いて、広告物活用地区の指定をするものとする。この場合において、知事は、前項の規定により提出された意見書の要旨を景観審議会に提出しなければならない。

5 知事は、関係市町村長との協議により、広告物活用地区の指定の変更(第一項の規定による第七条第四項の基準の変更を含む。次項において同じ。)又は廃止をすることができる。

6 第二項から第四項までの規定は、広告物活用地区の指定の変更又は廃止について準用する。

(景観保全型広告規制地区)

第七条の三 知事は、市町村長との協議により、許可地域のうち、広告物等の表示又は設置に当たり、良好な景観を保全することが特に必要であると認める区域を景観保全型広告規制地区として指定し、第七条第四項の基準を強化することができる。

2 知事は、関係市町村長との協議により、景観保全型広告規制地区の指定の変更(前項の規定による第七条第四項の基準の変更を含む。次項において同じ。)又は廃止をすることができる。

3 前条第二項から第四項までの規定は、景観保全型広告規制地区の指定又はその指定の変更若しくは廃止について準用する。この場合において、前条第二項及び第三項中「緩和する基準」とあるのは、「強化する基準」と読み替えるものとする。

(告示)

第八条 第六条第一項第一号、第二号、第六号、第七号、第八号、第十一号、第十二号及び第十四号、第七条第一項第三号、第九号及び第十号、第七条の二第一項及び第五項並びに第七条の三第一項及び第二項の規定による指定又はその変更若しくは廃止は、その旨を告示することによってその効力を生ずる。

◆山梨県屋外広告物条例施行規則(一部抜粋)

(広告物活用地区等の指定等の公告)

第八条の二 条例第七条の二第二項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 広告物活用地区の名称
- 二 広告物活用地区の区域(広告物活用地区の指定の廃止の場合を除く。)
- 三 広告物活用地区に適用される条例第七条第四項の基準の決定又は変更の案の概要(広告物活用地区の指定の廃止の場合を除く。)
- 四 広告物活用地区に適用される条例第七条第四項の基準の決定又は変更の案の縦覧場所(広告物活用地区の指定の廃止の場合を除く。)

2 前項の規定は、条例第七条の三第一項又は第二項の景観保全型広告規制地区の指定又は指定の変更若しくは廃止に係る公告について準用する。

【参考】景観保全型広告物規制地区の指定に伴う適用除外基準について

◆山梨県屋外広告物条例(一部抜粋)

(適用除外)

第九条 次に掲げる広告物等については、第五条から第七条までの規定は、適用しない。

- 一 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)その他の法令の定めるところにより行う選挙運動のために表示し、又は設置するもの
 - 二 他の法令の規定に基づいて表示し、又は設置するものでその規格又は場所が定められているもの
 - 三 自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置するもの
 - 四 国又は地方公共団体が、公益目的のために表示し、又は設置するもの
 - 五 公益上必要な物件に寄贈者名等を表示する広告物
- 2 次に掲げる広告物等については、第五条(第一項第二号及び第五号を除く。)、第六条及び第七条の規定は、適用しない。
- 一 冠婚葬祭、祭礼等のために一時的に表示し、又は設置するもの
 - 二 集会、行事、催し物等のため又は政治活動その他の収益を目的としな活動のために七日以内の期間を限って表示し、又は設置するもの
 - 3 自己の氏名、名称、住所若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するための広告物等で次に掲げるものについては、第六条及び第七条の規定は、適用しない。
 - 一 自己の管理する住宅又は事業場の敷地内に表示し、又は設置するもの
 - 二 自己の管理する車両、船舶等に表示し、又は設置するもの
 - 4 車両、船舶等に表示し、又は設置する広告物等で第七条第一項の許可を受けたものについては、第六条の規定は、適用しない。
 - 5 道標又は案内図(目的地に誘導するための広告物等に限る。)については、知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第六条の規定は、適用しない。
 - 6 第七条第三項から第六項までの規定は、前項の許可について準用する。この場合において、同条第四項中「第二項で定める許可地域の区分」とあるのは、「前条第二項で定める禁止地域の区分」と読み替えるものとする。
 - 7 第一項第三号及び第五号、第二項第二号並びに第三項第一号及び第二号に掲げる広告物等は、第六条第二項で定める禁止地域の区分又は第七条第二項で定める許可地域の区分に応じ、広告物等の形状、面積、色彩、意匠その他表示又は設置の方法について規則で定める基準に適合したものでなければならない。
 - 8 政治資金規正法(昭和三十二年法律第百九十四号)第六条第一項の規定による届出を行った政治団体が政治活動のために表示し、又は設置する貼紙、貼札等、広告旗又は立看板等で、規則で定める基準に適合するものについては、第七条の規定は、適用しない。

◆山梨県屋外広告物条例施行規則(一部抜粋)

(適用除外の広告物等の基準)

第十条 条例第九条第六項(条例第十二条第二項において準用する場合を含む。)において準用する条例第七条第四項の規則で定める基準は、別表第二のとおりとする。

- 2 条例第九条第七項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる区域の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- 一 次号に掲げる区域以外の区域 別表第三
 - 二 条例第七条の三第一項の規定により景観保全型広告規制地区に指定された区域 当該指定された区域ごとに別に知事が定める。
 - 3 条例第九条第八項の規則で定める基準は、別表第四のとおりとする。

※H26.3.28 公布・施行

「景観保全型広告規制地区の適用除外基準は、当該地区ごとに別に知事が定められることとした。(逆転現象を防止するため)」

【参考】景観保全型広告規制地区の経過措置について

◆山梨県屋外広告物条例(一部抜粋)

(経過措置)

第十条 禁止地域又は許可地域になった際(禁止地域であった地域が許可地域になった場合を除く。)現に当該禁止地域又は許可地域に適法に表示され、又は設置されている広告物等(以下この項において「既存広告物等」という。)については、当該禁止地域又は許可地域になった日から三年間(規則で定める堅ろうな既存広告物等にあつては、規則で定める期間)は、なお従前の例による。その期間内に、第七条第一項、前条第五項又は第十二条第一項の規定による許可の申請があつた場合において、その期間が経過したときは、その申請に対する処分がある日まで、また同様とする。

2 禁止地域であった地域が許可地域になった際現に当該地域に前条第五項又は第十二条第一項の許可を受けて表示され、又は設置されている広告物等については、当該許可の有効期間に限り、第七条第一項の許可を受けて表示され、又は設置されている広告物等とみなす。

3 第六条第二項で定める禁止地域の区分又は第七条第二項で定める許可地域の区分に変更があつた際現に当該禁止地域又は許可地域に適法に表示され、又は設置されている広告物等で、当該変更により第七条第四項(前条第六項において準用する場合を含む。)又は前条第七項の基準に適合しないこととなつたもの(以下この項において「既存広告物等」という。)については、当該変更のあつた日から三年間(規則で定める堅ろうな既存広告物等にあつては、規則で定める期間)は、なお従前の例による。その期間内に、第七条第一項、前条第五項又は第十二条第一項の規定による許可の申請(第十二条の二第一項の有効期間の更新の申請を含む。)があつた場合において、その期間が経過したときは、その申請に対する処分がある日まで、また同様とする。

第十条の二 第十条の二広告物活用地区の指定が変更された際現に当該広告物活用地区に適法に表示され、又は設置されている広告物等で、当該変更により第七条第四項の基準に適合しないこととなつたものについては、なお従前の例による。

2 広告物活用地区の指定が廃止された際現に当該広告物活用地区に適法に表示され、又は設置されている広告物等で、当該廃止により第七条第四項の基準に適合しないこととなつたものについては、なお従前の例による。

3 景観保全型広告規制地区に指定された際現に許可地域に適法に表示され、又は設置されている広告物等については、なお従前の例による。

4 景観保全型広告規制地区の指定が変更された際現に許可地域又は当該景観保全型広告規制地区に適法に表示され、又は設置されている広告物等で、当該変更により第七条第四項の基準に適合しないこととなつたものについては、なお従前の例による。

5 前各項の規定は、第七条第三項第四号(第七条の四第二項及び第九条第六項において準用する場合を含む。第十二条第一項において同じ。)に掲げる事項を変更しようとする場合には、適用しない。

(許可)

第七条 次に掲げる地域又は場所(禁止地域を除く。以下「許可地域」という。)において広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

一 市及び別表第一に掲げる町村の区域

二 自然公園法第五条第一項の規定により指定された国立公園及び同条第二項の規定により指定された国定公園

三 景観法第八条第二項第一号に規定する景観計画区域(知事が指定する区域を除く。)

四 地区計画等形態意匠条例により制限を受ける地域(前条第一項第七号の規定により指定された区域を除く。)

五 山梨県立自然公園条例第五条第一項の規定により指定された県立自然公園

六 山梨県自然環境保全条例第十条第一項の規定により指定された自然活用地区及び自然造成地区

七 山梨県景観条例第九条第一項の規定により指定された景観形成地域

八 都市計画法第二章の規定により定められた第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域並びに景観地区及び伝統的建造物群保存地区のうち前条第一項第一号の規定により指定された区域

九 道路等の用地及び道路等の用地の両側千メートル以内の地域のうち、道路等の用地から展望できる範囲の地域で、知事が指定するもの

十 学校、図書館、博物館、美術館その他の教育文化施設及びその周囲で、知事が指定する範囲内にある地域

2 許可地域は、地域の特性、良好な景観又は風致の維持の必要性等に応じ、規則で定めるところにより、第一種許可地域、第二種許可地域又は第三種許可地域に区分するものとする。

3 第一項の許可を受けようとする者は、当該広告物等を表示し、又は設置しようとする日の十日前までに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 広告物等の種類

三 表示又は設置の場所

四 表示又は設置の方法

五 その他規則で定める事項

4 知事は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る広告物等が、第二項で定める許可地域の区分に応じ、広告物等の形状、面積、色彩、意匠その他表示又は設置の方法について規則で定める基準に適合するときは、許可をしなければならない。

5 第一項の許可の有効期間は、規則で定める堅ろうな広告物等にあっては三年、布製の広告物その他これに類するもので耐久力の低いと認められるものにおいて六十日、その他の広告物等にあっては二年を超えることができない。

6 第一項の許可には、良好な景観又は風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な限度において、条件を付することができる。

公告縦覧によって提出された意見

資料2-4

○基準案公告縦覧における提出意見とそれに対する県の考え方

No.	区分	意見要旨	意見に対する県の考え方
1	基準案以外についての意見 (説明方法)	景観保全型広告規制地区を広げる事でのメリット・デメリットをその地域で生活する住人・営業している事業主や商店・飲食店などの関係者に説明し、多くの声を聞いてから、審議会において再度検討してもらいたい。	縦覧に供された指定する区域の図面及び強化する基準を記載した書面に対する意見ではなく、周知に関する意見であるので、参考意見として取り扱います。 住民への周知については公告縦覧以外に条例等で定められておりませんが、今回も富士河口湖町の協力のもと、地元説明会を令和元年5月14日に計画しました。開催についての案内は町の広報誌に掲載するなど、周知を図ったところですが、今後はより幅広く、周知することを検討して参ります。

○意見書原文について

No.	利害関係等	意見
1	屋外広告物製作会社 (山梨県広告美術業協同組合員)	富士河口湖町からの要望で、町内一部の道路沿道で景観保全型広告規制地区の指定を検討(富士河口湖町内の指定地区の船津小海線地区を延伸するもの)しているため、区域案や基準案の縦覧を行っており、6月20日まで意見の募集をしている旨を6月6日に連絡を頂きました。 しかし、すでに5月14日(火)に富士河口湖町勝山ふれあいセンターにて『広告物の基準変更についての説明会』が開催されており、現在遅きに失する状態ではほぼ施行の話が進んでいるように見受けられます。 景観保全型広告規制地区の延伸が計画された時点で、関係者や組合等への事前協議など行うべきと考えられ、このタイミングで組合員に意見を求められでも、意味のない事のように思われます。 屋外広告物だけが富士山や周辺地域の景観等を阻害しているわけではないと思いますが、景観保全型広告規制地区を広げる事でのメリット・デメリットをその地域で生活する住人・営業している事業主や商店・飲食店などの関係者と互いにどれだけ歩み寄れるか、多くの声を聞いてから、審議会において再度検討される事を心からお願いいたします。